

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年8月13日（平成30年（行情）諮問第362号）

答申日：平成30年12月26日（平成30年度（行情）答申第375号）

事件名：特定個人が処遇上と称してカメラ室に入れられ昼夜居室独居とされている理由記載文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、文書1及び文書2の開示請求を拒否したことは妥当であり、文書3を不開示としたことは結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月23日付け○管総発第94号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

（略）

本件のやりとり回数からすれば法7条。公益上の理由による裁量的開示ができない内容ではない。

（略）

（2）意見書

審査請求人から平成30年9月18日付け（同月26日受付）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

審査請求人が特定矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により、別紙に掲げる文書（本件対象文書）を請求したことに対し、処分庁が、本件対象文書について、法8条の規定により、開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とするべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるもの

に該当するとして、不開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、本件対象文書について、公益上の理由による裁量的開示ができない内容ではない旨主張していることから、原処分の取消しを求めているものと解して、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

2 本件対象文書の法8条該当性について

(1) 本件対象文書のうち、文書1及び文書2について

ア 法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

イ 審査請求人は、「請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）が処遇上と称してカメラ室に入れられ昼夜居室独居とされている理由記載文書」（文書1）及び「特定年月A分として、特定年月B及び特定年月Cの報奨金使用による購入の明細（特定刑事施設、ただし、請求人のものに限る。）」（文書2）を開示請求していることから、文書1及び文書2は、法5条1号に規定する、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定刑事施設に収容されていた事実の有無（以下「当該存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

ウ 当該存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

エ したがって、文書1及び文書2について、法8条の規定により当該文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものに該当すると認められる。

(2) 本件対象文書のうち、文書3について

ア 捜査関係事項照会は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）197条2項の規定に基づき、捜査機関が公務所等に対して行う照会であり、これを受けた公務所等により作成された回答書のうち、審査請求人は、特定刑事施設の長が作成した、捜査関係事項照会回答書（特定地裁 特定事件番号対象のもの）（文書3）を開示請求したものであ

る。

イ 処分庁は、本件対象文書について、開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とするべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法8条の規定により不開示としているところ、文書3については、個人を特定して開示請求がなされたものではないため、その存否を答えるだけで、法5条1号により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生ずると直ちに判断することはできず、その適用条項において妥当であったとはいえない。

ウ しかしながら、刑訴法197条2項の規定に基づく捜査関係事項照会に対する回答書は、捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で取得する文書であり、訴訟に関する書類に該当するものと解される（平成24年度（行情）答申第435号）。

また、刑訴法53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類については、法の規定を適用しないと規定されているところ、刑訴法197条2項の規定に基づく捜査関係事項照会に対する回答書は、訴訟に関する書類に該当するものと解されることから、文書3についても、法の規定が適用されるものではないと認められる。

エ したがって、文書3について不開示としたことは、結論において妥当である。

3 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において法7条に基づく裁量的開示を求めているところ、同条が規定する裁量的開示とは、開示請求者に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長が公益上特に必要と認めるときは、これを開示できるとするものであり、その判断は、当該不開示情報を公にすることに、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるかによって行われる。

この点、本件対象文書を開示することに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

4 以上のとおり、文書1及び文書2については、原処分を維持することが相当であり、また、文書3については、その結論において妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年8月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月30日 | 審議 |

⑤ 同年12月21日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、文書1ないし文書3であるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分が、文書1及び文書2について、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当であるが、文書3について、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であったとはいえないが、同文書は刑訴法53条の2第1項の訴訟に関する書類に該当し、法の規定が適用されるものではないから、結論において妥当であるとしている。

そこで、以下、文書1及び文書2に関する存否応答拒否の適否並びに文書3に対する法の規定の適用の可否について検討する。

2 存否応答拒否の適否について（文書1及び文書2の関係）

(1) 本件対象文書のうち文書1及び文書2は、仮にこれらが存在するとすれば、特定個人が特定刑事施設に収容されていたことを前提として、特定個人を対象とする処遇に関して処分庁が作成又は取得した文書であると解される。そうすると、特定個人を特定した上で開示請求された文書1及び文書2の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に収容されている、又は収容されていた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たると認められる。さらに、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当するとも認められず、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(3) 以上のとおり、文書1及び文書2については、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 法の規定の適用の可否について（文書3の関係）

- (1) 本件対象文書のうちの文書3については、個人を特定して開示請求がなされたものではないため、その存否を答えるだけで、本件存否情報が開示されるのと同様の結果が生じるとはいえないから、原処分が、文書3の存否の応答を拒否したことは、是認できない。
- (2) しかしながら、法の規定の適用の可否についてみると、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」は、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるところ、同項が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねるとしたものである。
- (3) そして、文書3は、特定地方裁判所の特定事件番号の事件に係る捜査関係事項照会に対する回答書（刑訴法197条2項の規定に基づくもの）であるから、同文書は、刑訴法53の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。
- (4) 以上のとおり、文書3については、訴訟に関する書類に該当し、法の規定は適用されないものであるから、原処分が、文書3について、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否するとして不開示としたことは、結論において妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、文書1及び文書2の開示請求を拒否したことについては、文書1及び文書2に係る当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であり、諮問庁が文書3は刑訴法53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し、法の規定は適用されないとして不開示とすべきとしていることについては、文書3は同項の訴訟に関する書類に該当すると認められるので、文書3を不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書1 請求人が処遇上と称してカメラ室に入れられ昼夜居室独居とされている理由記載文書

文書2 特定年月A分として、特定年月B及び特定年月Cの報奨金使用による購入の明細（特定刑事施設。ただし、請求人のものに限る。）

文書3 特定刑事施設の長作成。捜査関係事項照会回答（特定地裁 特定事件番号対象のもの）